


児童ポルノの流通防止に 係る警察の取組み

警察庁
情報技術犯罪対策課

- 
- 警察庁総合セキュリティ対策会議
 - 児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム
 - 児童ポルノ流通防止協議会
 - 児童ポルノ排除総合対策
 - 官民連携した児童ポルノ流通防止に係る調査研究
 - 児童ポルノのブロッキングに関する警察の考え方

警察庁総合セキュリティ対策会議

- 平成20年度議題
 - － 「インターネット上での児童ポルノの流通防止に関する問題とその対策について」
- 以下の項目について議論
 - － インターネット上での児童ポルノの流通に関する問題点及び現状
 - － 諸外国における取組み
 - － 関係者による対策について
 - 警察 ～ 製造者・頒布者の検挙
 - サイト管理者等 ～ 児童ポルノの削除等
 - 検索エンジン事業者 ～ 元データの削除、検索結果の非表示化
 - ISP ～ ブロッキングの実施
 - インターネット利用者 ～ フィルタリングの使用

警察庁総合セキュリティ対策会議

● 提言

- 児童ポルノに対する基本的な認識の幅広い共有
 - インターネット利用者を含めた関係者が「児童ポルノは許されないもの」との認識を幅広く共有し、関係者すべてが主体的に取組を推進
- インターネット上で流通している児童ポルノへの対策
 - すべての関係者による重層的な対策の実施
- 児童ポルノ流通防止のための取組の推進体制の確立
 - 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体の設置
 - 児童ポルノ流通防止協議会の設置

児童ポルノの根絶に向けた重点プログラムの概要

児童ポルノをめぐる情勢

氾濫する児童ポルノ

- インターネット上の児童ポルノの氾濫による、被害児童の苦痛の継続
- 児童ポルノ事件の増加

犯罪に強い社会の実現のための
行動計画2008

国民からの取締りの要望

児童ポルノに反対する国際文書の
相次ぐ採択

児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム (平成21年6月)

取締り

- ☆ 警察庁における画像分析班の設置等による情報分析機能の強化
- ☆ 職員の外国捜査機関の研修への参加等を通じた新たな捜査手法等の導入の検討
- 外国捜査機関等との連携の強化
- 共(合)同捜査の推進
- 捜査態勢の強化
- サイバーパトロールや買受け捜査の強化
- 児童ポルノ愛好者グループの徹底検挙等

流通防止対策

- ☆ 児童ポルノ流通防止協議会での児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体(仮称)の創設やブロッキングの実施に向けた検討への協力
- ☆ 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体(仮称)への情報提供
- ☆ 児童ポルノ掲載アドレスリストを活用した更なる流通防止対策の検討
- ☆ 流通防止に向けた広報啓発活動
- インターネット・ホットラインセンターを通じた削除依頼の継続的実施
- 検挙時の削除依頼等の徹底

被害児童支援

- ☆ 被害児童の発見・保護活動の強化に向けた画像分析態勢の構築及び分析手法の検討
- ☆ 被害児童の心情に配慮した具体的聴取手法の検討
- ☆ 児童ポルノ事犯等の特性を踏まえた被害児童支援の在り方に関する検討
- 被害児童に対する継続的支援の実施
- カウンセリング態勢の充実
- 遠隔地に居住する被害児童の支援

注: ☆...警察として新たに取り組む施策
○...現在行っている施策を強化するもの

児童ポルノ流通防止協議会

- **概要**

- 総合セキュリティ対策会議の提言を受け、児童ポルノの流通を防止するための対策について検討を行うために平成21年6月2日発足。
- 児童ポルノの流通防止対策に係る事業者、民間団体、学識経験者等により構成
- 警察庁ほか関係省庁もオブザーバとして参加

- **検討事項**

- 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体の在り方及びその運営やリスト作成管理に係るガイドラインについて
- 児童ポルノの流通防止対策のひとつであるISPによるブロッキングについて、各種手法について、我が国での導入に関する技術的・法的な課題の整理

児童ポルノ流通防止協議会

□ 平成21年度成果物

- 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運営ガイドライン
- ブロッキングに関する報告書
 - 技術面・コスト面で採用可能なブロッキング手法の検討
 - ブロッキングと電気通信事業法上の通信の秘密との関係について検討し、刑法上の違法性阻却事由の該当性について、論点を整理

児童ポルノ流通防止協議会

□ 平成22年度の議論

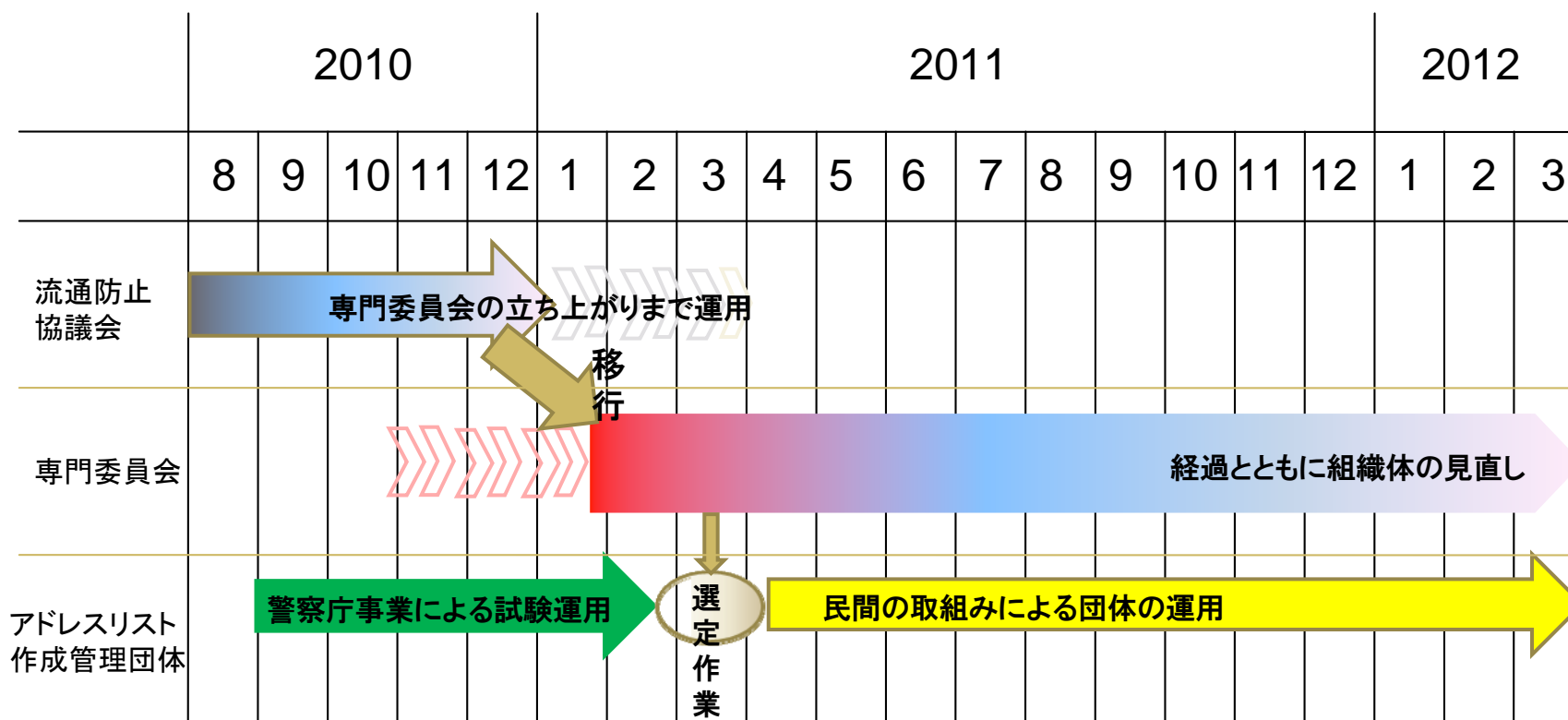
■ 専門委員会の在り方について

- 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体を管理・監督する専門委員会の在り方について議論がなされているところ。

■ 官民連携した児童ポルノ流通防止に係る調査研究について

児童ポルノ流通防止協議会

今後のスケジュール



児童ポルノ排除総合対策

- 平成22年7月27日犯罪対策閣僚会議決定
- 深刻化する児童ポルノ情勢
 - 平成21年中の事件装置件数、被害児童数いずれも過去最多
 - インターネット上に画像が蔓延
 - 国際的な気運の高まり

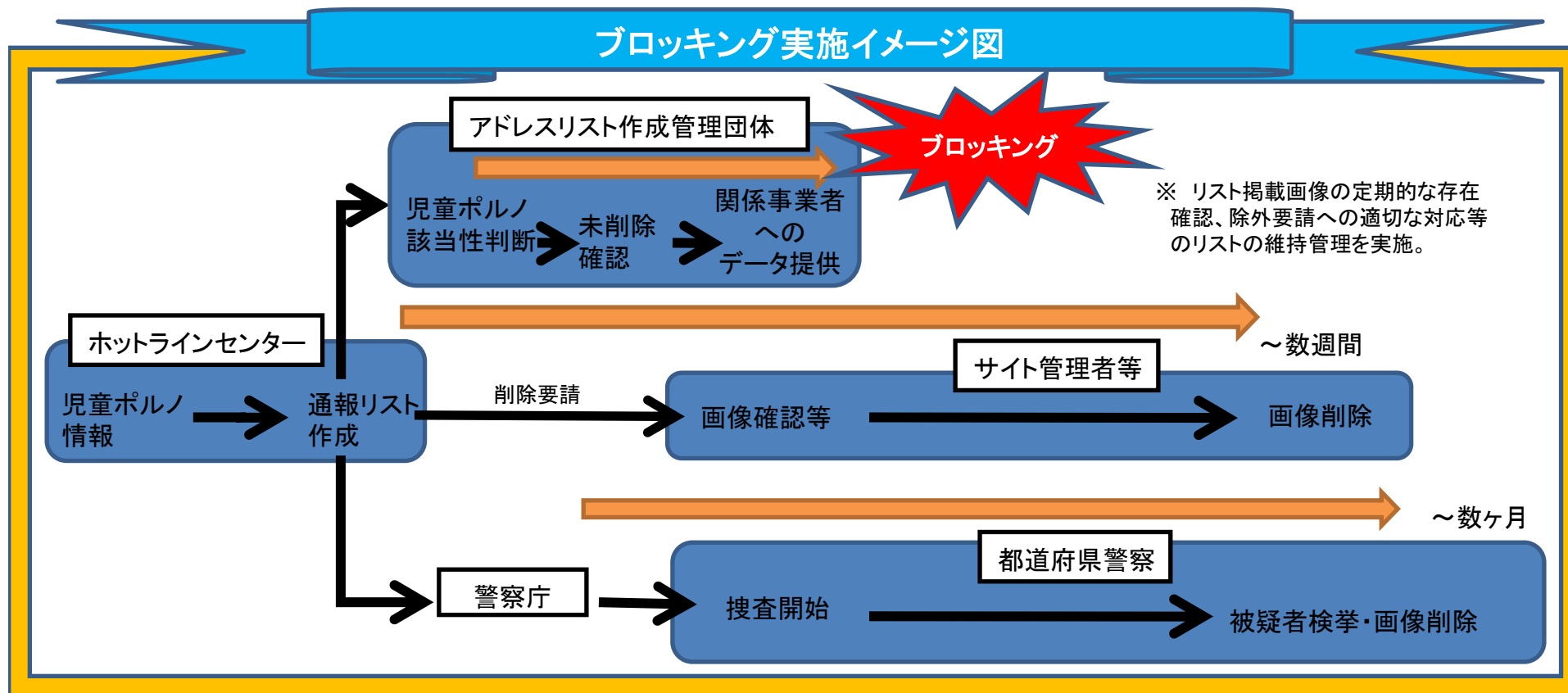
官民一体となった総合的対策が必要

- 1 児童ポルノ排除に向けた国民運動の推進
- 2 被害防止対策の推進
- 3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進
 - インターネット・ホットラインセンターによる削除依頼の推進
 - ブロッキング導入に向けた諸対策の推進
- 4 被害児童の早期発見及び支援活動の推進
- 5 児童ポルノ事犯の取締り強化
- 6 諸外国における児童ポルノ対策の調査等

ブロッキングについて(児童ポルノ排除対策WT了承事項)

関係省庁においては、インターネット上の児童ポルノについて、以下のような実効性のあるブロッキングを関係事業者が自主的に実施できるよう、環境整備を進める。

- ブロッキングの対象となりうるものは、蔵置されているサーバーの国内外を問わず、児童ポルノ禁止法第2条第3項に規定する「児童ポルノ」。
 - ※ 同法に該当するか否かの判断については、警察及びインターネット・ホットライン・センター(IHC)が適切に行い、これを受け、当該児童ポルノがブロッキングの対象となるリストに掲載されるか否かをアドレスリスト作成管理団体が運用ガイドラインに基づき慎重に行う。(下記イメージ図)
- 児童ポルノ画像について、警察の捜査、IHCからのサイト管理者等への削除要請が行われた場合であっても、画像の掲載が続いている限り、画像発見後、速やかにリスト掲載の判断及びリスト掲載後のブロッキングを実施(下記イメージ図)
 - ※ インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮



上記のような児童ポルノのブロッキングは、現行法の下で実施可能である。

官民連携した 児童ポルノ流通防止に係る調査研究

□ 目的

- アドレスリスト作成管理団体の業務を試験的に実施し、その中で得られた知見等に基づき、業務実施マニュアルを作成するなど、官民連携した児童ポルノ流通防止対策に係る調査研究を行うもの。

□ 実施内容

□ 試験実施に係る準備

- アドレスリストを利用する事業者の選定
- アドレスリストの提供方法についての分析・検討

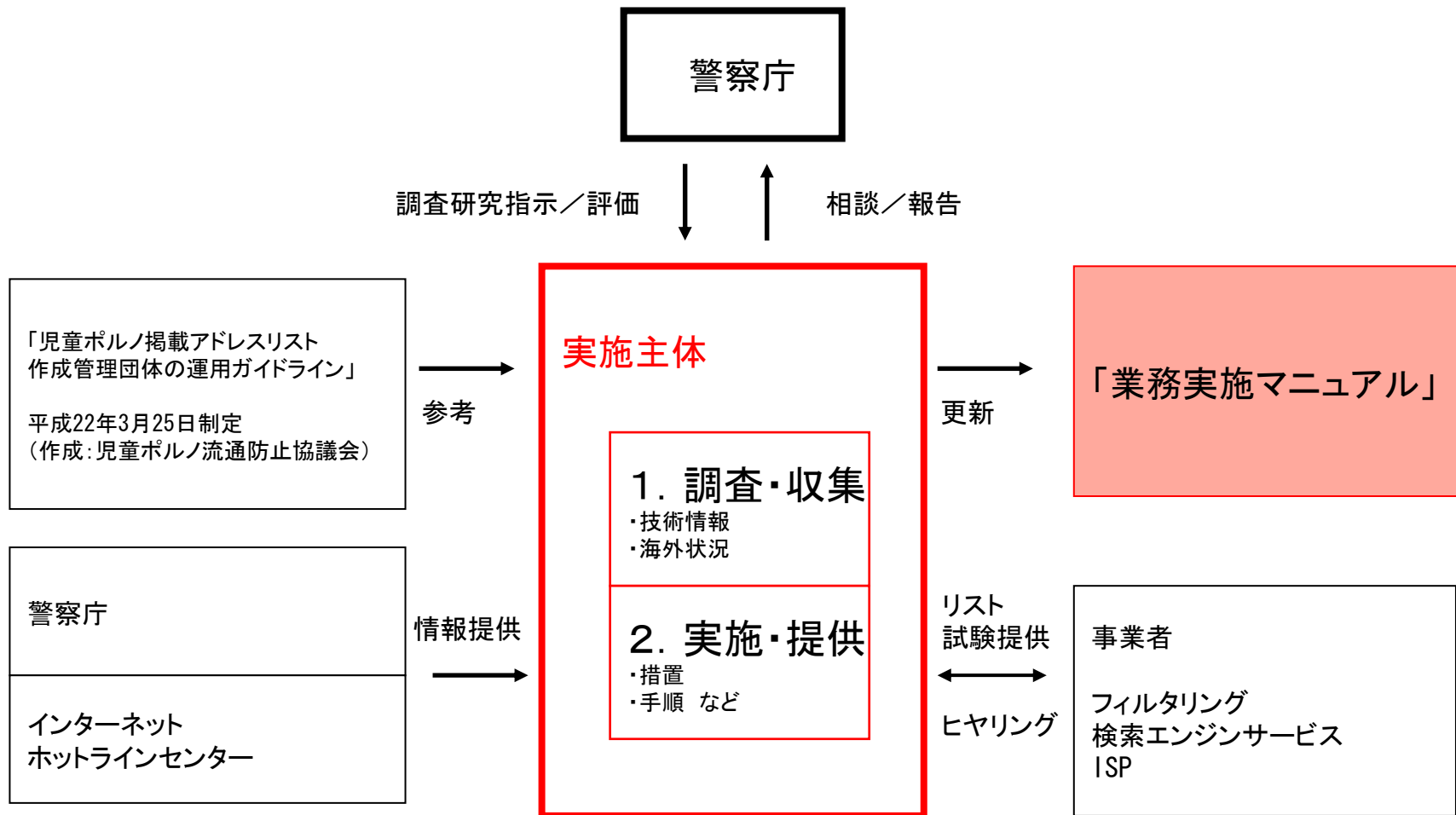
□ リスト作成業務の試験実施

- リスト作成業務の試験的实施及び業務に必要な事項の調査
- アドレスリストの提供方法についての聞き取り調査及び必要な修正

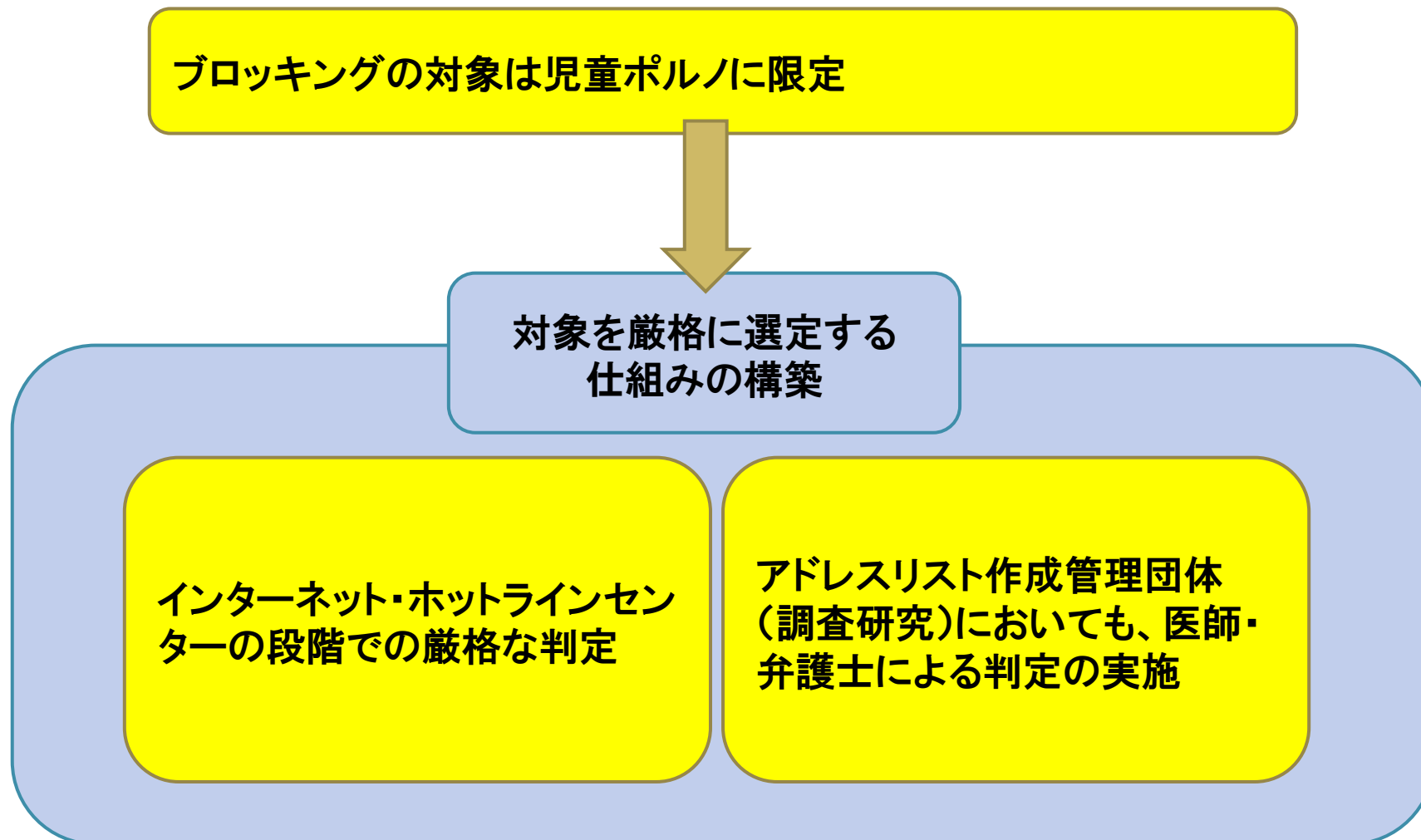
□ 報告書の作成

- 試験実施において判明した業務上の問題等について内容、解決方法等の提示

官民連携した 児童ポルノ流通防止に係る調査研究



児童ポルノのブロッキングに対する 警察の考え方



児童ポルノのブロッキングに対する 警察の考え方

児童ポルノ事犯の取締り、インターネット・ホットラインセンターを通じた削除要請等を推進

- 一方で、捜査や削除には一定の期間を要する
- その間、児童の人権が侵害される

可能な限り早期にブロッキングが実施されることが望ましい

オーバーブロッキングはあってはならない

- DNSブロッキングでは、対象となるサイトが限定される
- それ以外のサイトに掲載された児童ポルノは放置されることとなる

精度の高い方式を実施していただきたい